

平成 26 年 10 月 16 日  
大東市

## 前払金上限額の改正及び中間前払金制度の導入について

本市では、建設業者が直面している極めて厳しい状況を踏まえ、資金調達の円滑化や工事の適正な施工が確保されるよう前払金の上限額を撤廃すると共に、「中間前払金」の制度を平成 26 年 11 月 1 日から導入します。

### 1 前払金の改正について

#### (1) 前払金の上限額の撤廃

本市の工事の前払金制度は、請負金額 500 万円を超え、かつ、工期が 60 日以上であるものに対し、7,000 万円を上限として請負金額の 10 分の 4 の範囲において前払ができることとしていましたが、平成 26 年 11 月 1 日以後契約の対象工事から、上限を撤廃します。

### 2 中間前払金制度の導入について

#### (1) 中間前払金制度とは

当初の前払金（請負金額の 10 分の 4 の範囲内）に加え、工事の中間時点において一定の条件を満たしていれば、追加で請負金額の 10 分の 2 の範囲内で前払金を支払う制度です。

#### (2) 実施時期

平成 26 年 11 月 1 日以後契約の対象工事から適用します。

#### (3) 中間前払金の対象となる工事

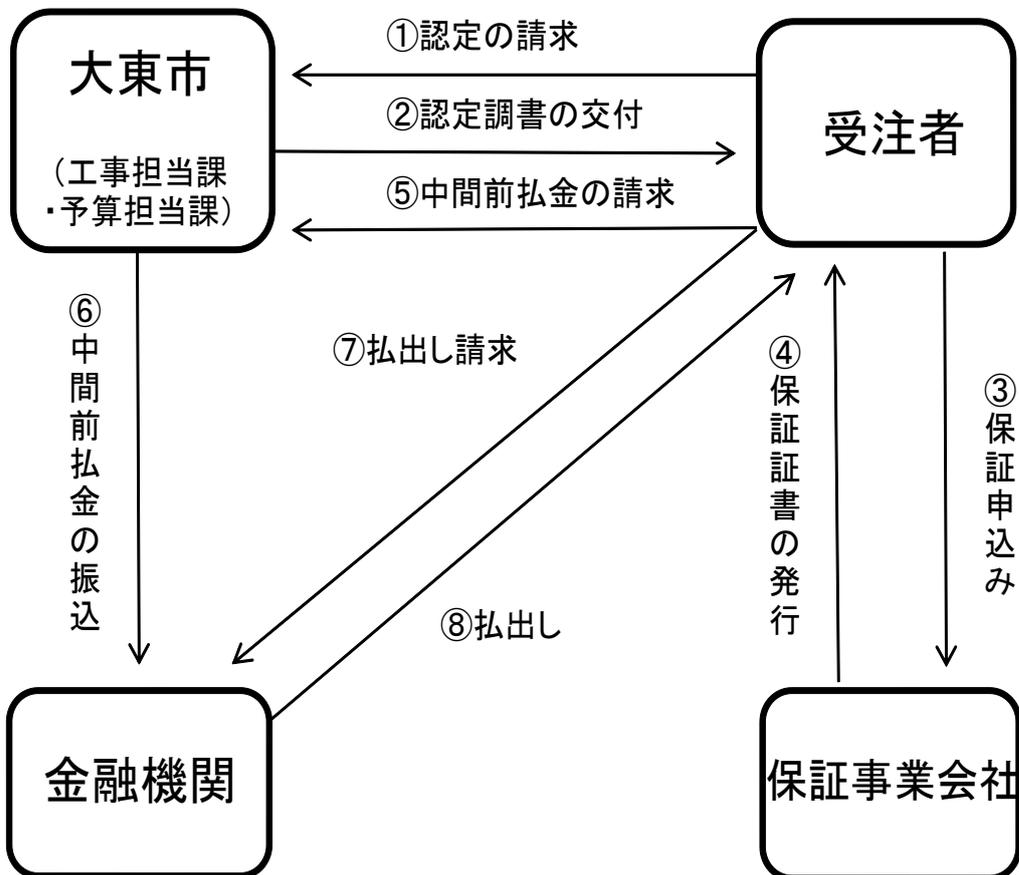
契約当初の前払金（請負金額の 10 分の 4 の範囲内）の支払いを受けていること。

(4) 中間前金払の認定要件

中間前金払の認定要件は次の①～③の要件をすべて満たしていることとします。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ③ 既に行われた当該工事に係る作業に要した経費（工事の出来高）が契約金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

(5) 中間前金払いの請求手続き



- ① 受注者は、当該工事の発注を担当している課（工事担当課・予算担当課。以下「担当課」という。）と中間前金払について事前協議を経た後、認定請求書（様式第1号）に工事履行報告書（様式第2号）を添付して担当課へ提出し、中間前金払に係る認定を請求します。
- ② 担当課は、要件を具備していることを認定した場合、認定調書（様式第3号）を交付します。ただし、進捗等の調査の結果、中間前金払をすることができる要件を具備していないときは、認定調書を交付しません。  
なお、工事履行報告書に記載された進捗率の数値に疑義がある場合は、当該数値の根拠となる資料の提出を求めるともあります。
- ③ 受注者は、認定調書の交付を受けたときは、その認定調書を添えて保証事業会社に中間前払金保証の申込みをしてください。
- ④ 保証事業会社から受注者に保証証書が発行されます。
- ⑤ 受注者は、中間前払金請求書（様式第4号）に保証証書（原本）を添付して担当課に中間前払金を請求をしてください。
- ⑥ 担当課は、受注者の前払金専用口座に中間前払金を振り込みます。
- ⑦ 受注者は、金融機関に払出しの請求をしてください。
- ⑧ 金融機関は、受注者に中間前払金が払い出されます。

(6) 債務負担行為に係る契約の取扱い

債務負担行為に係る契約については、各会計年度の出来高予定額を対象として中間前払金を請求することができます。

(7) 部分払いとの関係

部分払いを請求した後は中間前払金を請求することはできません。  
また、中間前払金を請求した後は部分払いを請求することはできません。

### 3 問い合わせ先

大東市総務部契約課

電話：072-870-0417（直接）